

令和4年6月6日

各位

## オリックス銀行株式会社との業務提携による遺言代用信託の取扱開始について

株式会社東和銀行（頭取 江原 洋）は、オリックス銀行株式会社（代表取締役社長 錦織 雄一）と信託代理店の業務委託契約を締結いたしました。これにより東和銀行は、6月6日より、オリックス銀行の提供する遺言代用信託「東和の遺言代用信託 永遠の想い」の取り扱いを全営業店にて開始いたしましたのでお知らせいたします。

当行は、近年の高齢化社会の進展により、今後ますます増加することが予想されるお客様の資産承継ニーズ、相続関連ニーズにお応えしていくために、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 業務提携先

商号	オリックス銀行株式会社
代表者	代表取締役社長 錦織 雄一
本店所在地	東京都港区芝三丁目2番8号
資本金	450億円
事業内容	銀行業

#### 2. 取り扱いを開始した商品

(1) 商品名 「東和の遺言代用信託 永遠の想い」

(2) 遺言代用信託とは

遺言代用信託とは、遺言書を作成いただくことなく、お客様に相続が発生した際に、お預かりした金銭をあらかじめ指定いただいたご家族などの受取人にお渡しする商品です。

「東和の遺言代用信託 永遠の想い」は、申込人に相続が発生した際に、最短5営業日で受取人に金銭をお渡しすることが可能で、葬儀費用などの急なお支払いや残されたご家族の生活などに備えることができます。お預かりした金銭はオリックス銀行が元本を保証し、生前中は年1回の配当金をお支払いします。無料で中途解約ができるため、急なご計画の変更にも対応できます。

#### 3. 業務取扱開始日

令和4年6月6日（月）

#### 4. 取扱店舗

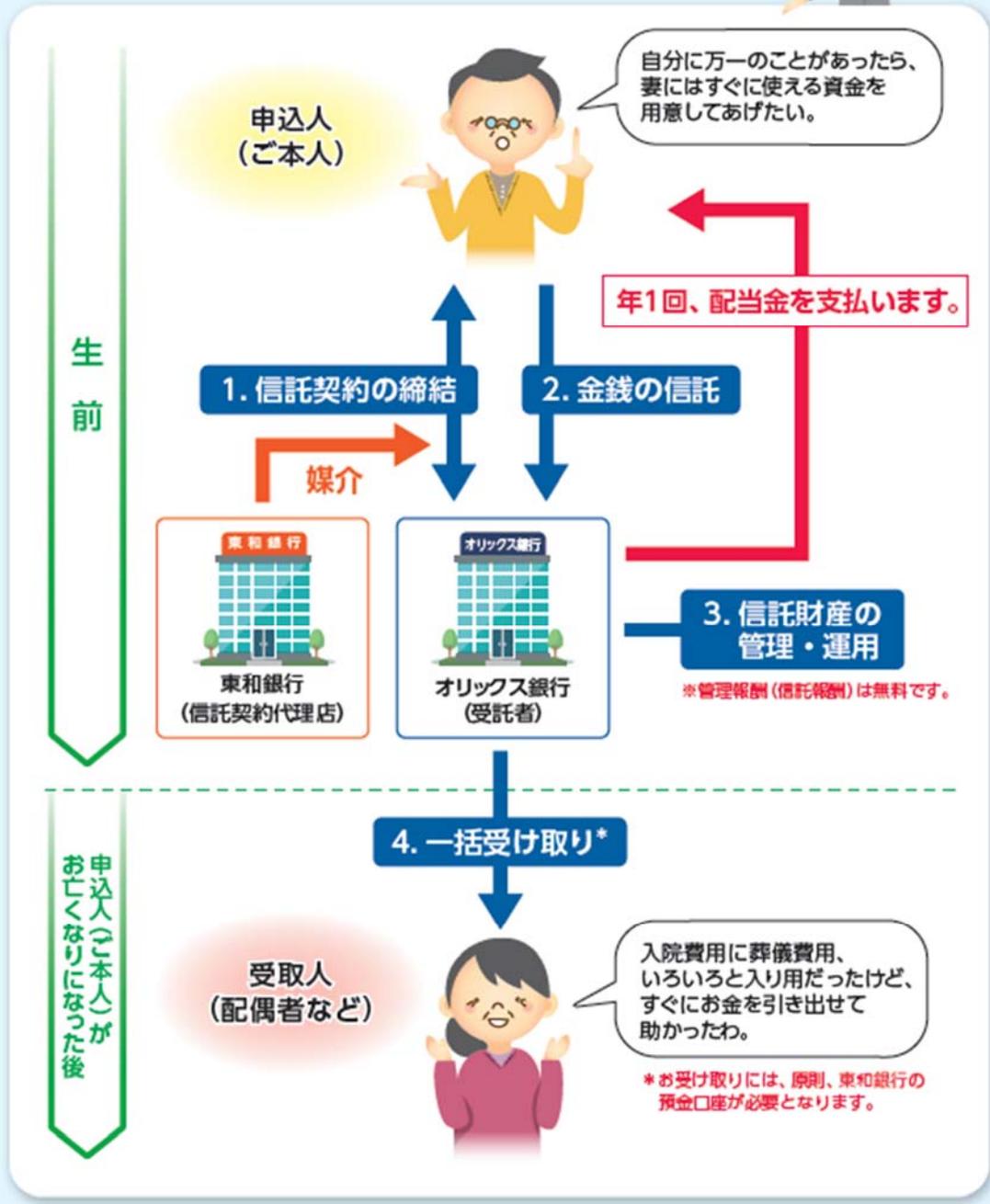
全営業店

以上

■「東和の遺言代用信託 永遠の想い」の仕組み

## 「東和の遺言代用信託 永遠の想い」の仕組み

申込人（ご本人）からお預かりした資金を、  
 申込人（ご本人）に相続が発生した際に、あらかじめ指定  
 いただいた受取人の方に一括でお渡しする仕組みです。



■商品概要

商品名	東和の遺言代用信託 永遠 <sup>とわ</sup> の想い
募集対象	個人のお客様 ※ 申込時点において日本国籍を有し、国内に住所を有する未成年者を除く個人で、後見人などの代理人を必要とされない方
信託の種類	合同運用指定金銭信託
申込金額	100万円以上 3,000万円以下(100万円単位) ※ ただし、お客様が保有する金融資産の1/3までの金額
信託期間	信託設定から信託終了まで最長 30 年 ※ 信託終了日前であっても、他の信託の終了事由（お客様がお亡くなりになった時など）が生じた場合などには、信託契約は終了します
受取人	推定相続人（仮に信託契約日においてお客様の相続が開始した場合に、相続人となることが予定される方） ※ 特約により三親等内の親族（未成年者を含む）を指定可能
元本補填	信託元本に万一欠損が生じた場合は補填されます
預金保険制度	預金保険制度の対象商品です
信託報酬	・管理報酬はかかりません ・運用報酬は、お預かりした元本を毎年の計算期日および信託終了日に、合同運用指定金銭信託の運用収益からお客様への収益金および信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用を差し引いた金額（信託元本に対して年 0.01%から 3.00%の範囲内）です ※ 信託元本やお客様への配当金から差し引かれるものではありません
申込手数料	申込金額の 1.1%（消費税込み）
中途解約	全部解約のみ可能 ※ ただし、直近で支払った配当金の計算期日の翌日以降の収益配当はありません
取扱店舗	東和銀行全営業店